

印西市制限付き一般競争入札（事後審査型）実施要領

（趣旨）

第1条 この要領は、印西市が発注する制限付き一般競争入札（事後審査型）の実施に際し、印西市制限付き一般競争入札実施要領に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（入札執行及び落札候補者の決定）

第2条 契約担当課長は、開札後、落札を保留し、予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低入札価格で入札した者を落札候補者として、開札を終了するものとする。

2 低入札価格調査制度を適用する事業においては、予定価格の範囲内で調査基準価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低入札価格で入札した者を落札候補者とする。

3 予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者若しくは失格基準価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低入札金額で入札した者が二人以上あった場合は、くじを実施して、落札候補者及び落札候補者以外の入札者の順位を定める。

4 落札候補者以外の入札者において、最低入札金額で入札した者、若しくは、くじ引きの結果、落札候補者に次ぐ順位となった者を次順位者とする。

（入札参加資格の確認）

第3条 契約担当課長は、落札候補者に対して入札参加者に必要な資格等が確認できる資料（以下「資格確認資料」という。）の確認を行う旨を保留通知書により通知し、資格確認資料を提出させ、落札候補者の入札参加資格の確認を行う。

2 資格の有無の確認は、申請期限日をもって行うものとする。

3 確認の結果、入札参加資格がないことを確認した場合、次順位者を落札候補者として順次確認を行い、入札参加資格のある者を確認できるまで行うものとする。

4 確認の結果、落札候補者の入札参加資格があることを確認した場合、契約担当課長は、制限付き一般競争入札参加資格確認書を作成する。

（落札者の決定）

第4条 前条の規定により、契約担当課長は、次の事項を審査するものとする。

（1）落札候補者に入札参加資格があり、その者を落札者とする事。

（2）入札参加資格の有無を確認した者のうち、落札候補者以外の者に、入札参加資格がない事。

2 契約担当課長は、前項の規定により審査の結果を決定し、入札参加者に通知するものとする。

3 入札参加資格がないと認めた者に対しては、入札参加資格を満たさない項目及び理由を通知するとともに、当該理由について説明を求めることが

できる旨を教示することとする

附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要領は、施行日以降に公告する事業から適用し、施行日以前に公告した事業については、旧要領によるものとする。